

別紙1

那須塩原市障害者、特別障害者であることの認定基準

	認 定	基 準	判断基準
障 害 者	(1) 知的障害者 (軽度・中度)に 準ず。	○知的障害者の障害の程度 の判定基準(重度以外)と 同程度の障害の程度であ ること。	○要介護認定(要支援を除く)を受けて いること。かつ ○認知症高齢者の日常生活自立度 (主治医意見書記載または訪問調査結 果)がランクⅡ、Ⅲであること。
	(2) 身体障害者 (3級～6級)に 準ず。	○身体障害者の障害の程度 の等級表(3級～6級)と 同程度の障害の程度であ ること。	○要介護認定(要支援を除く)を受けて いること。かつ ○障害高齢者の日常生活自立度 (主治医意見書記載または訪問調査結 果)がランクAであること。
特 別 障 害 者	(1) 知的障害者 (重度)に準ず。	○知的障害者の障害の程度 の判定基準(重度)と同程 度の障害の程度であるこ と。 ○精神上的障害により事理 を弁識する能力を欠く常 況にある者と同程度の障 害程度であること。	○要介護認定(要支援を除く)を受けて いること。かつ ○認知症高齢者の日常生活自立度 (主治医意見書記載または訪問調査結 果)がランクⅣ又はMであること。
	(2) 身体障害者 (1級、2級)に 準ず。	○身体障害者の障害の程度 の等級表(1級、2級)と 同程度の障害の程度であ ること。	○要介護認定(要支援を除く)を受けて いること。かつ ○障害高齢者の日常生活自立度 (主治医意見書記載または訪問調査結 果)がランクB、Cであること。